

令和3年度 大分県人権問題講師団派遣事業

人権教育の 講師を派遣します！



〔派遣先〕

- 幼稚園、小学校、中学校、高等学校等の教育機関
(児童生徒への講演、教職員研修、等)
- 社会教育関係団体
(PTA研修、自治会主催人権研修、等)

〔講師〕

- 大分県人権問題講師団 63名
- ※ 各講師が対応できる講演内容等の詳細については、別紙（大分県人権問題講師団一覧）を参照ください。

〔講演の内容及び形式〕

【内容（人権課題）】

- 「部落差別問題」 「女性の人権」 「子どもの人権」
 - 「高齢者の人権」 「障がいを理由とする偏見や差別」等
- ※その他、講師との相談で対応できるテーマもあります。

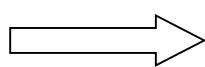
【講演の形式】

- 「講義形式」 「参加型形式」等

※講演を録画して、他の研修会での視聴や貸し出し、インターネット上で
のアップロード等の二次使用はできません。

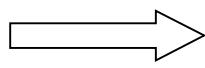
〔講師の謝金等について〕

学校、PTA、自治会主催 等



旅費謝金は県が負担します。
令和元年度、令和2年度の活用が
ある場合は講師紹介のみとなり
ます。

市町村主催事業
・連続講座
・人権研修 等



旅費謝金は、主催者で負担願いま
す。講師紹介のみとなります。
人権尊重・部落差別解消推進課が
実施する「研修講師派遣事業」も
利用できます。

〔申込手順〕

流れ	申請者	人権教育・部落差別解消推進課
①講師確認	大分県教育厅人権教育・部落差別解消推進課HPにアップされている「大分県人権問題講師団一覧」を見て、ニーズに合った講師を確認する。	
②仮申込	大分県教育厅人権教育・部落差別解消推進課に電話での仮予約を行い、希望講師の連絡先を確認する。※個人情報取扱注意	仮予約の受付
③講師承諾	講師に、希望開催日時・参加者・依頼内容を伝え、講師の承諾を得る。	
④申請	<p>【1ヶ月前】 講師派遣申請書(別紙様式1)等を人権教育・部落差別解消推進課に提出する。(メール可)</p> <p>講師あてに依頼状の発送を行った旨、連絡します。</p>	<p>申請書受付</p> <p>講師へ依頼状発送</p>
⑤事前連絡	<p>【1～2週間前】 講師と最終打合せを行う ・講演テーマ ・準備物(パソコン等の情報機器、資料) ・会場</p>	
⑥研修実施	研修実施	
⑦報告書	<p>【研修実施後、1週間以内】 報告書(別紙様式2)等を、人権教育・部落差別解消推進課に提出する。(メール可) ・アンケート、感想、写真等もできる限り提出ください。</p>	<p>報告書確認</p> <p>講師へ旅費謝金の支払い</p>

〔お問い合わせ先・提出先〕

〒870-8503 大分市府内町3丁目10番1号

大分県教育厅人権教育・部落差別解消推進課 人権教育推進班

TEL 097-506-5554

FAX 097-506-1799

Mail a31910@pref.oita.lg.jp